

不服申立て事案答申第 232 号

不服申立て事案諮問第 260 号

件名：警察安全相談等・苦情取扱票等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 3 月 14 日付けで行った自己情報開示請求に対し、処分庁が同月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 自己情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 3 月 14 日に来庁し、処分庁宛ての自己情報開示請求書を個人情報総合窓口にて提出したため、愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）の職員が記載事項の確認をしたところ、開示請求をする保有個人情報の内容欄に記載された内容からは、具体的な保有個人情報を特定することができなかった。

そのため、対応した住民サービス課の職員は審査請求人から開示を求める内容を聴取し、審査請求人の確認を得た上で、令和 4 年 8 月 4 日以降、私が刑事総務課、住民サービス課又は総務課公安委員会室の職員と、対面又は電話で相談したことで作成された書類（警察安全相談等・苦情取扱票（経過票を含む。））と補正し、当該請求を受理した。

(イ) 本件開示請求の対象となる保有個人情報の特定

審査請求人が本件開示請求で開示を求めた保有個人情報については、

住民サービス課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（令和４年８月３１日受理）と特定した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報のうち、条例第 17 条第 2 号に規定される不開示情報を除いた部分をそれぞれ開示する決定をし、自己情報一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であり、本件保有個人情報に関して開示しないこととした部分については、本件決定通知書に記載されているとおり、条例第 17 条第 2 号に該当する

- ・ 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分
- ・ 職員番号

である。

a 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

条例第 17 条第 2 号ただし書ハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされ、さらに例外として、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとされている。

また、氏名を不開示とする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号。以下「県規則」という。）第 8 条において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」と規定されている。

そして、本件処分において不開示とした部分は、警察安全相談等・苦情取扱票の受理者欄に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名及び同取扱票に添付された警察安全相談等・苦情経過票の取扱状況及び取扱者欄に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、条例第 17 条第 2 号ただし書ハの規定を受けて定められた県規則第 8 条に規定される不開示情報に該当することから不開示としたものである。

b 警察官の「職員番号」

上記(1)イ(ア)aのとおり、条例第 17 条第 2 号ただし書ハにおいて、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされているが、職員番号については、公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分には該

当せず、警察職員一人一人に付与された「個人を識別する番号」であることから、当然に、同号に規定される第三者個人情報に該当することから不開示としたものである。

なお、条例第 17 条第 2 号ただし書イ及びロにも該当しない。

(イ) このように、本件処分については、条例第 17 条第 2 号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、条例の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件保有個人情報のうち不開示とされた部分について、警察職員の氏名については既知であって隠す必要がなく、職員番号についても開示したところで誰の権利利益も侵害しない旨を主張している。

しかしながら、不開示とした部分については、上記(1)イのとおり、条例の規定に基づく適正な処分であり、審査請求人の主張には理由がなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、令和 4 年 8 月 4 日以降に審査請求人が住民サービス課の職員に対面又は電話で相談したことで作成された警察安全相談等・苦情取扱票である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち別表の 1 欄に掲げる部分を同欄の 2 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分について

警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

県規則第 8 条に定める警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職については、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しないとされているため、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は同号ただし書

ハには該当しない。

審査請求人は警察職員の氏名について既知であると主張しているが、不開示とした警察職員の氏名に係る部分は、個別的事情により本人が知ることができた例が存在したとしても、慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロにも該当しない。

よって、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

イ 職員番号について

職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当し、また、同号ただし書イ、ロ及びハに該当しない。

よって、職員番号は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

・警察安全相談等・苦情取扱票（令和4年8月31日受理）

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした 根拠規定
警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第17条第2号
職員番号	条例第17条第2号

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 7. 20	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 5. 20 (第237回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 6. 5 (第238回審議会)	審議
6. 7. 29	答申